

多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 町長は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、耐震診断の結果、改修が必要とされた町内の木造住宅の耐震改修工事を行う住宅所有者に対して、予算の範囲内において多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、多賀町補助金等交付規則（昭和63年多賀町規則第12号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断とは、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法または精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づいて、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が実施するものをいう。
- (2) 上部構造評点等とは、前号の一般診断法による上部構造評点および精密診断法による上部構造耐力の評点をいう。
- (3) 設計者等とは、耐震改修工事の設計および監理を行う者のうち、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者名簿に登録されたものをいう。
- (4) 施工者とは、耐震改修工事を請け負う者のうち、滋賀県木造住宅耐震改修工事講習会修了者登録名簿に登録されたものが所属する事業所をいう。
- (5) 耐震改修工事とは、地震に対する安全性の向上を目的として設計者等により設計され、かつ、施工者により施工される補強工事をいう。
- (6) 耐震改修事業とは、耐震診断の結果、耐震改修が必要とされた木造住宅の所有者が実施する当該補助の対象となる耐震改修工事をいう。
- (7) 耐震改修割増事業とは、次のアからオまでに掲げる事業で、補助事業による耐震改修工事が別に定める要件を満たす場合、補助額を割増しするものをいう。

ア 避難経路バリアフリー化改修割増事業 地震災害時の避難を容易にすると認められる段差解消等の改修工事を行う場合における補助事業

イ 子育て世帯割増事業 中学校卒業までの子を含む世帯が居住する場合における補助事業

ウ 主要道路沿い割増事業 滋賀県地域防災計画で定める緊急輸送道路または町の地域防災計画もしくは耐震改修促進計画で定める緊急輸送道路

および避難路沿いの木造住宅で、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に1.5メートルを加えたものを超える木造住宅における補助事業

エ 高齢者世帯割増事業 65歳以上の高齢者を含む世帯が居住する場合における補助事業

オ 県産材利用耐震改修モデル事業 県産木材活用推進協議会による木の香る淡海の家推進事業で県産材の提供を受ける場合またはびわ湖材産地証明制度要綱に基づき証明された県産材を使用する場合における補助事業

(補助対象住宅)

第3条 補助事業の対象となる住宅は、耐震診断の結果、上部構造評点等が0.7未満とされた次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工され、完成している町内に存するもの
- (2) 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- (3) 階数が2階以下かつ延べ面積300平方メートル以下のもの
- (4) 木造軸組工法の住宅

2 前項の規定に関わらず次の各号に掲げる住宅は補助対象としない。

- (1) 国、地方公共団体その他公的機関が所有するもの
- (2) 枠組壁工法、丸太組工法または大臣等の特別な認定を得た工法によるもの

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、この要綱による補助金の交付決定通知を受けた日の属する当該年度の3月15日までに当該工事を完了することができる者で、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条に規定する住宅の所有者であること。
- (2) 町税その他使用料等の滞納がないこと。
- (3) 補助を受けようとする工事について、国、県または町の他の制度による補助金を受けていないこと。ただし、当該補助金の対象とならない工事を除く。
- (4) 過去にこの要綱に基づく補助金または多賀町木造住宅耐震・バリアフリー改修事業補助金を受けていないこと。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としてしない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)または同条

第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が適切でないとする者

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、第3条に規定する住宅の上部構造評点等を0.7以上に引き上げることならびに地盤および基礎の安全性が向上するものであるために必要と認められる耐震改修工事に要する経費とし、当該工事に必要な監理に要する経費を含むものとする。

2 耐震改修事業に関する補助金の交付対象は補助対象経費が50万円を超えるものとし、耐震改修割増事業に関する補助金の交付対象は耐震改修事業の補助金の交付を受けるもので、補助対象経費が100万円を超えるものとする。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 別表第1に定める事業の区分に応じ、同表に定める額

(2) 県産材利用耐震改修モデル事業に該当する場合は、別表第2の県産材利用数量の区分に応じ、同表に定める額。ただし、県産材利用数量は、木の香る淡海の家推進事業で県産材の提供を受けた数量およびびわ湖材産地証明制度要綱（平成18年5月29日付け滋林緑第456号および滋森保第473号）に基づき証明された数量の合計とする。

(交付の申請および決定)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 木造住宅耐震診断報告書の写し（第2条第2号による耐震診断の報告書に限る。）

(2) 建築時期および面積が確認できる書類の写し（土地・家屋名寄帳（兼課税台帳）、登記済証または建築確認通知書等）

(3) 耐震改修工事の計画書であって、次に掲げるものが明示されているもの
ア 案内図、設計図、補強計画図その他補強方法（設計者等の記名押印のあるものとし、設計者等の所属等について、名簿に記載の内容と相違のない旨を記載したものに限る。）

イ 耐震改修工事後の上部構造評点等

(4) 耐震改修工事費見積書（耐震改修工事費その他の工事費の内訳がそれぞれ確認できるもので、設計者等または施工者の記名押印のあるものとし、設計者等または施工者の所属等について、名簿に記載の内容と相違のない旨を

記載したものに限る。)

- (5) 避難経路バリアフリー化改修割増事業の場合は、段差解消等の改修工事に関する設計図書（配置図、平面図および必要に応じて詳細図）、工事費内訳明細書および見積書（段差解消等の改修工事のみの内訳）（設計者等または施工者の記名押印のあるもの）
- (6) 子育て世帯割増事業または高齢者世帯割増事業の場合は、世帯全員の住民票記載事項証明書
- (7) 県産材利用耐震改修モデル事業の場合は、木の香る淡海の家推進事業の応募要領申請書耐震様式第1号および第3号ならびにびわこ材販売管理票の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請書が本要綱に適合していると認めた場合には、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者にその旨を通知するものとする。

（計画の変更等）

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、申請事項を変更しようとするときは、あらかじめ多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金変更承認申請書（別記様式第3号）に前条第1項に定める関係書類（変更がないものを除く。）を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理した場合において、変更事項が適当と認めたときは、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金変更承認通知書（別記様式第4号）により補助決定者に通知するものとする。

3 補助決定者は、耐震改修工事が予定の期間内に完了しない場合または当該工事の遂行が困難になった場合は、速やかに木造住宅耐震改修工事完了期日変更報告書（別記様式第5号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（事業の中止または廃止）

第9条 補助決定者は、耐震改修工事の中止または廃止をしようとする場合は、木造住宅耐震改修工事廃止（中止）届出書（別記様式第6号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による廃止（中止）の届出があったときは、第7条第2項に定める補助金の交付の決定はなかったものとする。

（実績報告）

第10条 補助決定者は、耐震改修工事が完了したときは、多賀町木造住宅耐震改

修等事業費補助金実績報告書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 工事費の領収書および請求書の写し（施工者の発行したものに限る。）
- (3) 工事写真（改修前、改修中および改修後の写真で、耐震改修等工事の内容が確認できるもの）
- (4) 監理委託契約書の写し（契約した場合に限る。）
- (5) 監理委託費（契約した場合に限る。）の領収書および請求書の写し（設計者等の発行したものに限る。）
- (6) 改修後の平面図
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 前項の報告は、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日または当該年度の3月20日のいずれか早い期日までに町長に提出しなければならない。
（補助金の額の確定）

第11条 町長は、前条第1項の規定により実績報告書を受領した場合において、適正と認めるときは、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金額確定通知書（別記様式第8号）により補助決定者に補助金額を通知するものとする。
（補助金の請求）

第12条 補助決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付請求書（別記様式第9号）により補助金の交付を町長に請求しなければならない。
（決定の取消しおよび補助金の返還）

第13条 町長は、補助決定者が次の各号いずれかに該当すると認められるときは、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定取消通知および返還命令書（別記様式第10号）により補助金の交付決定の全部または一部を取り消し、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたときまたは受けようとしたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令またはこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適切でないとき。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(多賀町木造住宅耐震・バリアフリー改修事業補助金交付要綱の廃止)

2 多賀町木造住宅耐震・バリアフリー改修事業補助金交付要綱(平成23年多賀町要綱第8号)は、廃止する。

別表第1 (第6条関係)

事業名		補助金額
木造住宅耐震改修事業		補助対象経費の10分の2とし、800,000円を上限とする。
耐震改修	避難経路バリアフリー化改修割増事業	当該割増事業の対象経費の10分の2とし、100,000円を上限とする。
割増事業	子育て世帯割増事業	100,000円
	主要道路沿い割増事業	100,000円
	高齢者世帯割増事業	100,000円

別表第2 (第6条関係)

県産材利用数量	0.25m ³ 超0.45m ³ 以下	0.45m ³ 超0.70m ³ 以下	0.70m ³ 超
補助金額	50,000円	100,000円	200,000円

年 月 日

多賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付申請書

平成 年度多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金について、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金を交付されるよう、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、同要綱第3条に該当する補助対象住宅および同要綱第4条に該当する補助対象者であることを確認するために、多賀町が住民基本台帳、町税等納付状況および建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

記

交 付 申 請 額	円		
住 宅 の 所 在 地	多賀町		
住 宅 の 種 類	専用住宅・（ ）併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
建 築 年 次	年 月		
上 部 構 造 評 点 等	階数・延床面積	階建て	m ²
併用住宅の住宅以外の面積	m ²		
住 宅 所 有 者			
居住者承諾（賃貸・共同・長屋住宅の場合）	居住世帯数（ ）	承諾（有・無）	
改 修 実 施 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
備 考			

添付書類

- 1 木造住宅耐震診断報告書の写し（第2条第2号による耐震診断の報告書に限る。）
- 2 建築時期および面積が確認できる書類の写し
（土地・家屋名寄帳（兼課税台帳）、登記済証または建築確認通知書等）
- 3 耐震改修工事の計画書であって、次に掲げるものが明示されているもの
 - ア 案内図、設計図、補強計画図その他補強方法（設計者等の記名押印のあるものとし、設計者等の所属等について、名簿に記載の内容と相違のない旨を記載したものに限る。）
 - イ 耐震改修工事後の第2条第2号による耐震診断の上部構造評点等
- 4 耐震改修工事費見積書（耐震改修工事費とその他の工事費の内訳がそれぞれ確認できるもので、設計者等または施工者の記名押印のあるものとし、設計者等または施工者の所属等について、名簿に記載の内容と相違のない旨を記載したものに限る。）
- 5 避難経路バリアフリー化改修割増事業の場合は、段差解消等の改修工事に関する設計図書（配置図、平面図および必要に応じて詳細図）、工事費内訳明細書および見積書（段差解消等の改修工事のみの内訳）（設計者等または施工者の記名押印のあるもの）
- 6 子育て世帯割増事業または高齢者世帯割増事業の場合は、世帯全員の住民票記載事項証明書
- 7 県産材利用耐震改修モデル事業の場合は、木の香る淡海の家推進事業の応募要領申請書耐震様式第1号および第3号ならびにびわこ材販売管理票の写し
- 8 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

※1・2は、耐震診断報告書が多賀町木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱による耐震診断報告書である場合は省略できる。

様式第1号別紙

耐震改修実施建築物概要書

改修前上部構造評点等		改修前上部構造評点等	
耐震診断	(財)日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」		
耐震診断者	氏名 ア 滋賀県木造住宅耐震診断員：登録番号 第 号 イ () 建築士 () 登録第 号 ウ 建築士事務所名 () 建築士事務所登録第 号		
設計者	氏名 () 建築士 () 登録第 号 建築士事務所名 () 建築士事務所登録第 号 滋賀県耐震改修工事講習会修了者登録 第 号		
補助事業に要する経費	耐震改修工事費	円	
	耐震改修工事の監理費	円	
	合計補助対象経費	円	
改修工事施工者	施工者名 滋賀県耐震改修工事講習会修了者登録 第 号		
改修工事内容	・耐震補強工事 ・リフォーム工事(補助対象外) (有・無)		
耐震改修割増事業	・避難経路バリアフリー化割増事業 (有・無) 避難経路バリアフリー化改修工事費 円 ・子育て世帯割増事業 (有・無) ・主要道路沿い割増事業 (有・無) ・高齢者世帯割増事業 (有・無)		
県産材利用の有無	利用の有無 (有・無) 利用する場合の数量 m ³		
備考			

第 号
年 月 日

様

多賀町長

印

多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け交付申請があった多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金について、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第7条第2項の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 住宅の所在地 多賀町
- 2 住宅の種類
- 3 交付決定額 円
- 4 実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 5 その他 交付申請書記載のとおり

年 月 日

多賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金について、事業内容を下記のとおり変更したいので、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

住宅の所在地	多賀町
建築年次	年 月
変更事項 および 変更理由	
添付書類	(1) 耐震改修実施建築物概要書（様式第1号別紙） (2) 交付申請から変更する書類 (3) その他町長が必要と認める書類

第 号
年 月 日

様

多賀町長

印

多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付け変更承認申請のあった多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金については、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり補助金の変更を決定したので通知します。

記

- 1 住宅の所在地 多賀町
- 2 交付決定額 円
- 3 実施期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
- 4 その他 交付申請書および変更承認申請書記載のとおり

年 月 日

多賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

木造住宅耐震改修工事完了期日変更報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金について、完了期日は下記の事由により達成できませんので、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、報告します。

記

1 交付決定通知書に付された補助金の完了期日

年 月 日

2 変更すべき事業の完了予定日

年 月 日

3 変更の理由

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

多賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

木造住宅耐震改修工事廃止（中止）届出書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金について、工事を廃止（中止）したいので、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、届け出ます。

記

1 廃止（中止）を必要とする理由

年 月 日

多賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金について、工事が完了しましたので、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

記

添付書類

- 1 工事請負契約書の写し
- 2 工事費の領収書および請求書の写し（施工者の発行したものに限る。）
- 3 工事写真（改修前、改修中および改修後の写真で、耐震改修等工事の内容が確認できるもの。）
- 4 監理委託契約書の写し（契約した場合に限る。）
- 5 監理委託費（契約した場合に限る。）の領収書および請求書の写し（設計者等の発行したものに限る。）
- 6 改修後の平面図
- 7 その他町長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

多賀町長

印

多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金額確定通知書

年 月 日付け完了実績報告のあった多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金について、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

金

円

年 月 日

多賀町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で額の確定のあった多賀町木造住宅耐震改修等事業費について、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 _____ 円

2. 振込口座（正確にご記入ください。）

金融機関名	
支店名	
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

第 号
年 月 日

様

多賀町長 印

多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付決定取消通知書および返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金については、多賀町木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり交付の決定を取り消したので通知する。

また、先に支払った補助金について速やかに返還することを命じる。

1 取消しの理由

2 返還を命ずる金額 金 円

3 返還の期限 年 月 日

4 返還の方法等

- | |
|--|
| <p>1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に町長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> |
|--|